

# 令和4年3月31日までに子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）を自費で接種された方への償還払いについて

積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の機会を逃した方で、定期接種の対象年齢を過ぎて、令和4年3月31日までにHPVワクチンを任意（自費）で接種された方に接種費用を償還払いします。

## 対象者（下記の全てに該当する方）

- ① 令和4年4月1日時点で高槻市に被接種者の住民登録があること
- ② 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性
- ③ 16歳となる日の属する年度の末日（高校1年生の3月31日）までにHPVワクチンの定期接種において3回の接種を完了していないこと
- ④ 17歳となる日の属する年度の初日（高校2年生の4月1日）から令和4年3月31日までに国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン（サーバリックス）又は組換え沈降4価HPVワクチン（ガーダシル）の任意接種を受け、実費を負担したこと

※9価ワクチン（シルガード9）については、定期接種の対象外であることから、償還払いの対象外となります。

- ⑤ 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと

## 申請方法

### ■ 申請書類

- ① 高槻市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書

※申請者氏名と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、申請書の委任状欄をご記入ください。（要押印）

- ② 接種記録のわかる資料（母子健康手帳、接種済みの予診票の写し、予防接種済証、ワクチンメーカー作成の接種記録カード等のいずれか1点）

※上記がない場合は、「高槻市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書」を医療機関に作成してもらい、ご提出ください。

- ③ 領収書等の接種費用の支払いを証明する書類（原本）

※接種したワクチン、医療機関名、接種日及び接種費用が確認できるもの

※領収書を紛失した場合、接種した医療機関に再発行や支払証明等の交付が可能かご確認ください。再発行等が不可能であり、接種費用の支払いを証明する書類が提出できない場合においても、②の接種記録のわかる資料を提出できる場合は、償還払いの対象となります。ただし、市から医療機関に接種費用を確認できた場合等においては、確認した金額を償還額とする場合があります。

※接種記録のわかる資料及び領収書等を共に紛失しており、「高槻市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書」を発行してもらう場合で、証明書内の接種金額欄に接種金額が記入されている時は、領収書の再発行等は不要です。

- ④ 被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類（申請者と被接種者が異なる場合は双方のもの）

※申請時住所記載の住民票、運転免許証、健康保険証（両面）などいずれかひとつ

- ⑤ 振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカード

※ゆうちょ銀行に振込みを希望の方は、事前に郵便局窓口で振込用の口座番号等の印字をしてもらってください。

※郵送でご申請される場合、②、④、⑤については、コピーを、③については、原本を送付してください。③の原本の返却を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

### ■ 償還額

1回の接種につき16,326円と接種費用のいずれか少ない方の金額

※接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、本申請のための文書料等）は対象外となります。

（裏面に続く）

## ■ 申請期限

令和7年3月31日まで

## ■ 申請場所

必要書類をすべて揃えて子ども保健課（高槻子ども未来館2F）まで申請してください。

申請は郵送でも可としますが、簡易書留などで郵送してください。

〈郵送先〉 〒569-0096 高槻市八丁畷町12番5号  
子ども保健課（高槻子ども未来館2F） あて

## ■ 償還方法

支給が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座にお振り込みします。

※要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、不支給決定通知書を送付します。

また、不正な手段をもって助成を受けた場合には、助成金を返還していただきます。



## 注意点

- ① 令和4年4月1日時点で他市町村に被接種者の住民登録がある場合は、当該市町村にお問い合わせ下さい。
- ② 体調不良等で接種ができなかった場合の診察料等については助成対象外となります。

【問合先】高槻市 子ども未来部 子ども保健課（高槻子ども未来館2F）

〒569-0096 高槻市八丁畷町12番5号（高槻子ども未来館2階）

TEL：072-648-3272 FAX：072-648-3274